

二戸市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 二戸市の総合的な計画の策定に関し、基本構想及び基本計画の基本的事項について調査審議するため、市長の諮問機関として、二戸市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) その他必要と認められる者

2 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月22日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。